

熊本市動植物園畜糞収集運搬処理業務委託仕様書

この仕様書は、熊本市動植物園畜糞収集運搬処理業務委託の委託契約に基づき、受託者が履行しなければならない事項について定める。

1 遵守事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係諸法令を遵守するとともに、事故防止にも万全の注意を払うこと。また、廃棄物の飛散、落下、流出、あるいは廃棄物により生じる悪臭等の発生を防止し、環境保全にも万全を期すこと。万一、事故等が生じた場合には、速やかに委託者に報告するとともに、受注者の責任において処理するものとする。

2 概要

当該業務は、園内の畜糞集積所に集められた畜糞を、熊本市動植物園所有のホイルローダーを使用して収集、熊本市のごみ焼却施設（東部環境工場又は西部環境工場）に運搬し、熊本市の処理基準に従って処理処分するもの。

3 委託契約について

この契約は、1 kg 当りの単価契約とする。なお、ごみ焼却施設において、処分に伴う処理手数料については、減免申請するもの。

4 業務内容等

- (1) 畜糞の収集場所は、熊本市動植物園内（熊本市東区健軍5丁目14-2）
- (2) 収集日は、「令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで」の期間中の月曜、水曜及び金曜日とする。ただし、1月1日～1月3日は休みとする。
- (3) 収集時刻は、午後1時～午後1時30分とする。
なお、ホイルローダー使用時は、正午～午後1時30分とする。
- (4) ホイルローダー使用に関する事項
 - ・運転は、小型車両系建設機械運転業務特別教育を修了している者が取扱うこと。
(なお、受託者は修了を証明する物の写しを提出すること。)
 - ・使用時間は、委託者と事前に協議すること。
 - ・使用後は、清掃すること。
- (5) 処理手数料の減免対策に伴い、ごみ焼却施設へ運搬の際は、職員が同乗及び立会いを行い畜糞の計量を確認する。よって、畜糞をごみ焼却施設へ搬出後は、動植物園において職員を降車させることとする。
- (6) 畜糞を他の廃棄物と混合させないこと。
※空荷状態で収集し、業務が完了するまで他の廃棄物と混合しないこと。
- (7) 収集運搬車は、あらかじめ委託者に提出した登録車両を使用し、ダンプカーの機能があること。

5 予定排出量

履行期間中の畜糞の予定排出量 273, 000 kg

6 業務の報告

報告は、業務完了届とともに計量票を提出すること。

7 この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。